

築上町中小企業等応援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等に伴い、大きな影響を受け、収入が減少した中小法人・事業者等を応援する目的で、予算の範囲内において応援金を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における中小企業等とは、町内で事業を営む法人又は個人をいう。ただし、次に掲げる者を除くものとする。

- (1) 資本金 10 億円以上又は常時使用する従業員が 2,000 人以上の法人
- (2) 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)別表第一に規定する公共法人
- (3) 個人においては、令和元年度又は令和 2 年度分所得税確定申告 B 若しくは市町村民税・県民税申告書の収入金額等欄のうち、㊶と㊷の合計額が、㊸から㊹までの合計金額を下回っているもの

(応援金の支給対象)

第3条 応援金の支給を受けることができる者は、次の各号いずれにも該当する中小企業等とする。

- (1) 令和 2 年 4 月 1 日以前から町内に主たる事業所又は店舗等を置いて事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 令和 3 年 4 月～9 月までの期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が令和元年又は令和 2 年の 4 月～9 月より 15%以上減少していること。
- (3) 国・県の支援金(月次支援金、休業協力金等)を受給していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、応援金支給対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する暴力団員又は関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗又は個人
- (3) 政党その他政治団体及び宗教団体等
- (4) その他町長が適当ではないと認めた者

(応援金の額)

第4条 応援金は、令和 3 年 4 月～9 月の事業収入が令和元年又は令和 2 年の 4 月～9 月

の事業収入より減少した差額を支給するものとし、最大額は別表第 1 に定める額とする。

2 応援金の支給は、1 回のみとする。

(応援金の支給申請)

第5条 応援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が定める期限までに、応援金支給申請書(様式第 1 号)に、誓約書(様式第 2 号)その他必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

(応援金の支給決定)

第6条 町長は、前条の規定により応援金の支給申請があった場合は、その内容を審査し、応援金支給の可否及び応援金の額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により応援金を支給すべきものと決定した場合は、申請者に対し、応援金支給決定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により応援金を支給すべきでないものと決定した場合には、申請者に対し、応援金不支給決定通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(応援金の支給)

第7条 応援金の支給は、町長に対して、応援金の支給決定を受けたものが支給請求書(様式第 5 号)を提出した場合に行う。

(支給決定の取り消し及び返還命令)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により応援金の支給を受けたことが認められた場合は、当該応援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、期間を定めて返還を命ずることができる。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行し、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表1(第 4 条第 1 項関係)

	法人	個人
50%以上減少した事業者	最大 20 万円	最大 10 万円
30%以上 50%未満減少した事業者	最大 10 万円	最大 5 万円
15%以上 30%未満減少した事業者	最大 5 万円	最大 3 万円